

令和4年11月24日提案

令和4年第8回琴浦町議会臨時会

議案説明付属資料

議案第111号	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について	1
議案第112号	琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	2
議案第113号	琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	3
議案第114号	令和4年度琴浦町一般会計補正予算(第5号)	4
議案第115号	令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	6
議案第116号	令和4年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第3号)	7
議案第117号	令和4年度琴浦町水道事業会計補正予算(第2号)	8
議案第118号	令和4年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第3号)	9
議案第119号	建設工事請負契約の締結について〔浦安地区公民館改修工事〕	10

令和4年11月臨時議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第111号	議案名	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について			
目的	令和4年人事院勧告および国家公務員の給与改定に準拠して、琴浦町職員の令和4年度の給与表を改定するなどの改正を行い、民間給与との較差を埋める。					
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>(1) 令和4年度給与勧告について</p> <p>ア) 初任給の引き上げ(大卒程度:3,000円、高卒者4,000円)。これを踏まえ、行政職給料表を30歳代半ばまでの職員が在籍する号俸について改定(平均改定率0.3%)。</p> <p>イ) ボーナスを0.1月引き上げ、4.40月とし、勤勉手当に配分する。 令和4年度の12月期の勤勉手当の支給割合を1.05月とする。</p> <p>ウ) 令和5年度以降の勤勉手当の支給割合について、6月期、12月期それぞれ1.00月とする。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>ア) の改正は、公布日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>イ) の改正は、公布日から施行し、令和4年12月1日から適用する。</p> <p>ウ) の改正は令和5年4月1日から適用する。</p>					
補足事項						

令和4年11月臨時議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第112号	議案名	琴浦町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について			
目的	特別職の国家公務員の給与の額が一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定されたことに伴い、琴浦町の特別職の職員（町長、副町長、教育長）に関し、特別職の国家公務員の改定に準じ所要の改正を行う。					
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>(1) 期末手当を0.05月引き上げ、年3.3月とする。</p> <p>ア) 令和4年度期末手当について、12月支給割合を1.675月とする。</p> <p>イ) 令和5年度以降の期末手当の支給割合を、6月期、12月期それぞれ1.65月とする。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日から施行する。ただし、イ)の改正は、令和5年4月1日から施行する。</p>					
補足事項						

令和4年11月臨時議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第113号	議案名	琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について			
目的	令和4年度人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠して、所要の改正を行う。					
内容	<p>1 条例案の概要 令和4年給与勧告について</p> <p>ア) 令和4年度人事院勧告及び国の給与法改正に伴い、行政職給料表を改定する。ただし、会計年度任用職員の給料表は正職の給料表を準用するが、会計年度任用職員の任用形態（単年度任用）に鑑み、行政職給料表の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の給料についての当該改定の効力は、正職の改定に関わらず、翌年度の4月1日から生じるものとする。</p> <p>イ) 令和5年度以降の期末手当の支給割合を、6月期、12月期それぞれ1.25月とする。</p> <p>(3) 施行期日等 公布の日から施行する。 イ) の改正は令和5年4月1日から施行する。</p>					
補足事項						

令和4年11月臨時議会 議案概要		担当課	総務課	種別	予算	
議案番号	議案第114号	議案名	令和4年度琴浦町一般会計補正予算(第5号)			
目的	人事院勧告に伴う人件費の補正を行うもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額	補正後予算額		
	12,054,712		5,000	12,059,712		
	2 補正内容					
	この度の補正内容については、次のとおりである。					
	(1) 人事院勧告に伴う初任給及び若年層の俸給月額と、ボーナスの引き上げ					
	ア 目的					
	人事院勧告に伴う国の給与法改定に基づき、民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げる。ボーナスにおいては民間支給割合との均衡を図る。					
	イ 改定内容					
	(一般職等の場合の月例給)					
民間企業における初任給の動向を踏まえ、初任給を引き上げる。20歳代半ばに重点を置き、30歳代半ばまでの職員が在籍する号俸について改定する。						
		全体	1級	2級	3級	4級以上
平均改定率		0.3%	1.7%	1.1%	0.2%	0.0% (改定なし)
(一般職等の場合のボーナスの支給月数)						
民間の支給割合との均衡を図るため引上げ 4.3月分⇒4.4月分						
民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当の支給月数に反映する。						
		6月期		12月期		
令和4年度	期末手当	1.20月 (支給済み)		1.20月 (改定なし)		
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)		<u>1.05月</u> (現行0.95月)		
令和5年度以降	期末手当	1.20月		1.20月		
	勤勉手当	1.00月		1.00月		

(特別職・議員の場合のボーナスの支給月数)

期末手当：3.25月分⇒ **3.3月分**に上げる。

		6月期	12月期
令和4年度	期末手当	1.625月(支給済み)	<u>1.675月</u> (現行1.625月)
令和5年度以降	期末手当	1.65月	1.65月

ウ 経費

一般職・特別職人件費(特別会計等への繰出金含む) [5,189千円]

議員人件費 [225千円]

予備費 [△414千円]

エ 財源

財政調整基金繰入金 [5,000千円]

補足事項

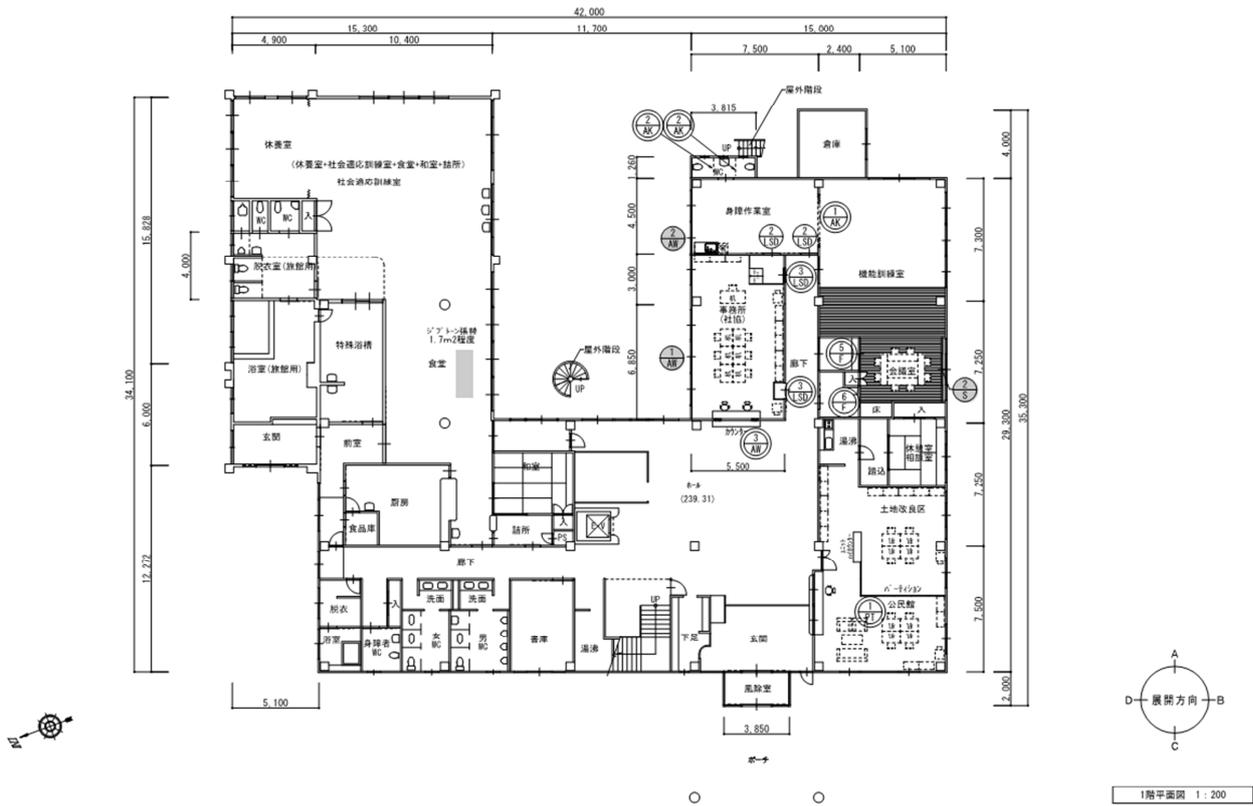
令和4年11月臨時議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算					
議案番号	議案第115号	議案名	令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)							
目的	人事院勧告に伴う人件費の補正を行うもの。									
内容	1 補正額[単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,013,991</td> <td>76</td> <td>2,014,067</td> </tr> </tbody> </table>					補正前予算額	補正額	補正後予算額	2,013,991	76
補正前予算額	補正額	補正後予算額								
2,013,991	76	2,014,067								
内容	2 主な計上内容									
	(1) 総務費 職員人件費を増額補正をするもの。 ア 経費 一般管理費[76千円] イ 財源 一般会計繰入金(職員給与費等繰入金)[76千円]									
補足事項										

令和4年11月臨時議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第116号	議案名	令和4年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第3号)			
目的	人事院勧告に伴う人件費の補正を行うもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	2,263,018		183		2,263,201	
	2 主な計上内容					
	(1) 人件費の増額					
	ア 経費					
	(ア) 総務費[171千円]					
	(イ) 地域支援事業[35千円]					
	(ウ) 予備費[△23千円]					
	イ 財源					
	(ア) 国庫支出金[35千円]					
	(イ) 県支出金[18千円]					
	(ウ) 繰入金[121千円]					
	(エ) 支払基金[9千円]					
補足事項						

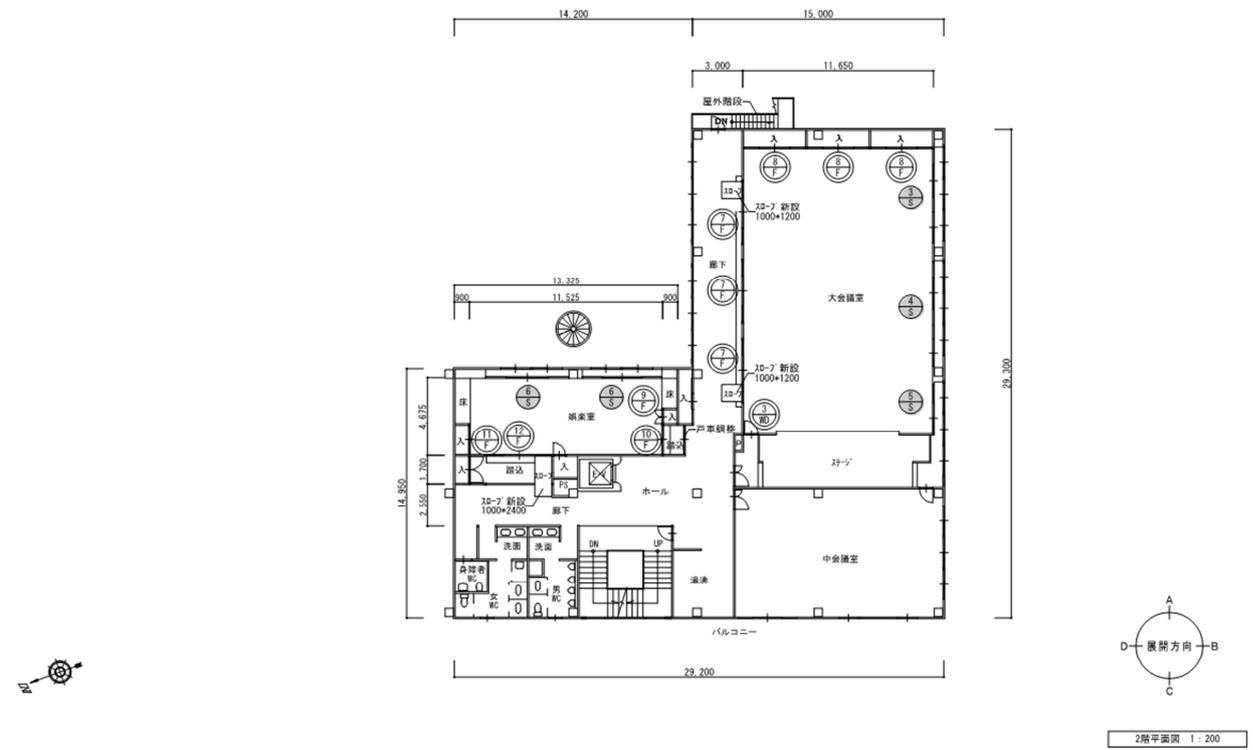
令和4年11月臨時議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第117号	議案名	令和4年度琴浦町水道事業会計補正予算(第2号)			
目的	人事院勧告に伴う人件費の補正を行うもの。					
内 容	1 補正額					
	■収入 単位：千円					
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	収益的収入	325,671	0	325,671		
	資本的収入	130,300	0	130,300		
	■支出 単位：千円					
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	収益的支出	272,185	204	272,389		
	資本的支出	288,302	0	288,302		
	2 主な計上内容					
(1) 支出 収益的支出[204 千円]						
ア 事業説明						
人事院勧告に伴う人件費の増額を行う。						
イ 経費						
営業費用：204 千円						
配水及び給水費 98 千円 総係費 106 千円						
ウ 財源						
一般財源：204 千円						
補足事項						

令和4年11月臨時議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第118号	議案名	令和4年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第3号)			
目的	人事院勧告に伴う人件費の補正を行うもの。					
内 容	1 補正額					
	■収入 単位：千円					
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	収益的収入	931,220	149	931,369		
	資本的収入	287,436	0	287,436		
	■支出 単位：千円					
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	収益的支出	927,708	149	927,857		
	資本的支出	565,369	0	565,369		
	2 主な計上内容					
(1) 支出 収益的支出[149 千円]						
ア 事業説明						
人事院勧告に伴う人件費の増額を行う。						
イ 経費						
営業費用：149 千円						
管路費 111 千円						
総係費 38 千円						
ウ 財源						
一般会計繰入金 149 千円						
補足事項						

令和4年11月臨時議会 議案概要			担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第119号	議案名	建設工事請負契約の締結について〔浦安地区公民館改修工事〕			
目的	令和4年11月14日に執行した指名競争入札、浦安地区公民館改修工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年琴浦町条例第54号)第2条の規定に基づき、50,000千円以上の工事請負契約の締結を行うもの。					
内容	<p>1 契約内容</p> <p>(1) 工事名 浦安地区公民館改修工事</p> <p>(2) 工事場所 東伯郡琴浦町大字浦安123-1</p> <p>(3) 工事完成期限 令和5年3月24日</p> <p>(4) 請負金額 53,680,000円</p> <p>(5) 契約の方法 指名競争入札</p> <p>(6) 入札業者数 4業者</p> <p>(7) 落札率 98.2%</p> <p>(8) 契約者</p> <p>ア 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東873番地</p> <p>イ 氏名 株式会社伊藤建設</p> <p>2 工事概要</p> <p>(1) 建築改修工事</p> <p>ア 建築工事 一式</p> <p>イ 電気設備工事 一式</p> <p>ウ 機械設備工事 一式</p> <p>(2) 空調改修工事</p> <p>ア 電気設備工事 一式</p> <p>イ 機械設備工事 一式</p>					
補足事項						



1級建築士登録第304900号 安谷 深美			住空間デザイン	カノン設計室	TITLE	NO
DATE			CHIEF	DRAW	浦安地区公民館移転改修工事	A
R4.2			KANNON	TEL 0858-52-1176 FAX 0858-52-1176	改修1階平面図	14
					S	DRAWING NO
					S=1:200	



1級建築士登録第304900号 安谷 深美			住空間デザイン	カノン設計室	TITLE	NO
DATE			CHIEF	DRAW	浦安地区公民館移転改修工事	A
R4.2			KANNON	TEL 0858-52-1176 FAX 0858-52-1176	改修2階平面図	15
					S	DRAWING NO
					S=1:200	